

北海道立市民活動促進センター 加点項目審査表

申請者		委員氏名	
-----	--	------	--

審査項目	評価事項	配点	委員評価 (A~E)
1	正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	5	
	① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。 a 特定の個人、団体を優先させることにならない。 b 利用承認の設定に不当な利用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。 c 平等利用を確保するための具体的方策が盛り込まれている。	5	
2	業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	15	
	① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。 a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。 b 施設の利用を促進させる方策（PR・広報活動等）がとられている。 c インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。 d 施設に対する要望・意見・苦情等を聴取し、改善に結びつける方策がとられている。	5	
	② 利用者の便益が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。 a 具体的かつ効果的な方策が提案されている。 b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。 c 身障者、高齢者への配慮に関する提案がなされている。 d その他、利用者へのサービス提供への配慮についての優れた提案がなされている。	5	
	③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。 a 管理運営の基本方針が施設の目的に合致している（北海道市民活動促進条例）。 b 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている（北海道個人情報保護条例）。 c 緊急時の対応などについて、適正な措置が盛り込まれている。	5	
3	業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	10	
	① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。 a 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員を配置できること。 b 業務遂行に係る意思決定を迅速に行える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確であること。 c 職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施が計画されていること。	5	
	② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。 a 団体が業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を有していること。 b 上記知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を業務運営に活かしている提案内容であること。	5	
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	40	
	① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。 a 道が支払う管理費用の総額が、より安価なものである。 b 維持管理及び事業実施コスト縮減に当たっての基本的な考え方 c 維持管理業務及び事業実施業務に係る経費積算の考え方 d その他コスト縮減に関する優れた提案	30	A
	② 収支計画書の内容が適切であること。 a 収支計画書と業務計画書に整合性があること。	10	
5	市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能を整備・充実させるものであること。	30	
	① 道民生活の安定と向上に向け、地域社会のニーズに対応した事業を推進する取組が提案されていること。 a 中間支援組織や行政、NPOなどと十分連携できる能力を有し、かつ、これらとの意見交換等によるニーズの把握や事業実施が提案されている。	5	
	② 全道各地の道民誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する取組が提案されていること。 a 施設内の掲示板・ホームページの活用や行政・企業などとの連携による質の高い市民活動団体や市民活動情報の提供が期待できる提案がされている。 b 交流コーナー等のスペースを利用して、打ち合わせや活動交流、情報交換を活発に行うことが期待できる提案がされている。 c 施設近郊以外の道民の市民活動への参加促進に資する提案がされている。	10	
	③ 市民活動を総合的に推進し、かつ、活発化するための有効な取組が提案されていること。 a 市民活動に参加するためのきっかけ作り、呼び水として期待できる事業が提案されている。 b NPOと行政、企業等の多様な主体との協働の実現が期待できる事業が提案されている。 c 福祉やまちづくり、子どもの健全育成など、幅広い市民活動を対象とした取り組みが提案されている。 d 全道の市民活動団体等を対象とした取り組みが提案がされている。	5	
	④ 中間支援組織等の人材育成・支援やネットワークの形成等に係る有効な取組が提案されていること。 a 中間支援組織等の人材育成や活動のレベルアップが期待できる事業が提案されている。 b 中間支援組織等への支援等について具体的な取組が提案されている。 c 道立市民活動促進センターを道内の中核施設として、中間支援組織等とのネットワーク形成に向けた具体的な取組が提案されている。	10	
合 計		100	

※1 加点項目審査の考え方については「加点審査項目に係る評価の視点」を参照します。

※2 評価は、「評価方法」によりA～Eの5段階で行い採点は下記のとおりとします。

A=配点×1.00、B=配点×0.75、C=配点×0.50、D=配点×0.25、E=配点×0.00